

IC乗車券利用規程およびICOCA乗車券取扱規程の改定

改定日 令和5年3月22日

改定箇所一覧（変更箇所抜粋）

（赤書き：変更追記 一重線：削除）

IC乗車券利用規程

（SF金額のチャージ）

- 第22条 旅客は、IC乗車券を処理する券売機、精算機、チャージ機および係員処理端末機設置箇所にて、別表5に定めるいずれかの額をIC乗車券にチャージすることができる。ただし、第14条第4項第2号に該当する場合は、精算機（竹田駅・長田駅の精算機を除く。）において、同号の減額する運賃と、SF金額の残額との差額をチャージすることができる。
2. 前項にかかわらず、携帯情報端末を媒体としたIC乗車券等の一部IC乗車券については、**取扱可能な券売機、精算機等を除き**にチャージできない。
3. ポストペイ機能をもつIC乗車券にあつては、旅客が当該IC乗車券の発行者に申し込むことにより、当該IC乗車券のSF金額の残額が一定額以下になった場合、IC改札機により自動的にチャージすること（以下「オートチャージ」という。）ができる。ただし、鶴橋駅の一部IC改札機および柏原駅、吉野口駅、生駒駅連絡改札口のIC改札機ではオートチャージは行わない。

ICOCA乗車券取扱規程

（用語の意義）

- 第3条 この規程における主な用語の意義は、IC規程の定めるところによるほか、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 「ICOCA乗車券」とは、JR西日本が発行しJR西日本、当社等が発売するIC乗車券を媒体とした乗車券のことをいう。
- (2) 「ICOCA」とは、大人のご利用に供するプリペイド機能のみを搭載する無記名式のICOCA乗車券をいう。
- (3) 「小児用ICOCA」とは、小児のご利用に供するプリペイド機能のみを搭載する記名式のICOCA乗車券をいう。
- (4) 「ICOCA定期券」とは、ICOCAまたは小児用ICOCAの券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券機能のみを搭載するICOCA乗車券（身体障害者旅客運賃割引または知的障害者旅客運賃割引を適用して他社が発売する。）または定期券の機能とプリペイド機能を搭載するICOCA乗車券をいう。
- (5) 「スマートICOCA」とは、JR西日本が定めるスマートICOCA会員規約に同意した会員に対して発行されるプリペイド機能のみを搭載する記名式のICOCA乗車券のことをいう。
- (6) 「スマートICOCA定期券」とは、スマートICOCAの券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能とプリペイド機能を搭載するICOCA乗車券をいう。
- (7) 「モバイルICOCA」とは、JR西日本が定めるモバイルICOCA会員規約に同意した会員に対して、**携帯情報端末のアプリケーション**を利用し、発行されるプリペイド機能のみを搭載する記名式のICOCA乗車券のことをいう。
- (8) 「モバイルICOCA定期券」とは、モバイルICOCAの券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能とプリペイド機能を搭載するICOCA乗車券をいう。
- (79) 「デポジット」とは、IC乗車券の利用権の代価として収受するものをいう。
- ~~(8)10~~ 「KIPS ICOCA」とは、当社および近鉄グループホールディングス株式会社（以下「近鉄グループHD」という。）が定めるKIPS ICOCAカード会員規約およびKIPSポイントサービス規約に同意した会員に対して近鉄グループHDが発行したKIPSポイントカードの機能およびJR西日本が発行するICOCAのプリペイド機能を併せて搭載する記名式のICOCA乗車券「KIPS ICOCAカード」のことをいう。
- (9)11 「KIPS ICOCA定期券」とは、KIPS ICOCAの券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能とプリペイド機能を搭載するICOCA乗車券をいう。
- ~~(10)12~~ 「付加された他社の乗車券」とは、他社においてICOCA乗車券に券面表示を行わず、乗車券の情報を記録した乗車券をいう。

第 5 章 スマート ICOCA、およびスマート ICOCA 定期券、モバイル ICOCA およびモバイル ICOCA 定期券
(スマート ICOCA およびモバイル ICOCA への本規程の準用)

第 46 条 本規程においてスマート ICOCA およびモバイル ICOCA の取扱いについては、第 1 章のほか、~~第 2 章~~の次の条文を準用する。

| | 準用する規定 |
|------------|-------------------------------|
| スマート ICOCA | 第 19 条 (障害再発行) のうち再発行登録に関する事項 |

(スマート ICOCA 定期券およびモバイル ICOCA 定期券への本規程の準用)

第 47 条 本規程においてスマート ICOCA 定期券およびモバイル ICOCA 定期券の取扱いについては、第 1 章のほか、~~第 3 章~~の次の各条文を準用する。

| | 準用する各規定 |
|----------------|---|
| スマート ICOCA 定期券 | 第 27 条 (効力) および第 30 条 (障害再発行) のうち再発行を除く事項 |
| モバイル ICOCA 定期券 | 第 27 条 (効力) |

以上